



# 「ザイトク川東の朝鮮人差別集会への許可」事件でに揺さぶられた門真市を戸田が鍛え直し、6月議会の追求質問で反省総括を表明させ、より前進させた！ ……その議会記録のパンフ

2014年6/22発行

大阪府門真（かどま）真市議：戸田ひさよし「革命21」（議会では「無所属」）  
門真市新橋町 12-18 三松マンション 207 TEL；06-6907-7727 FAX；06-6907-7730  
アドレス：[toda-jimu1@hige-toda.com](mailto:toda-jimu1@hige-toda.com) HP：<http://www.hige-toda.com/>

※ 「議会質問」は、「分からない事を聞く」ことではなく、行政当局に認識を深めさせたり、施策を改善させたり、実行約束をさせたりするための、「追及行動」であり、職員・議員・市民への啓発を兼ねる場合もあります。

いったん「議会答弁」された事は、「市の正式見解であり、議員と市民に対する実行約束」となります。

「永久保存する正式の公開記録として議事録に刻む」事に、大きな意義があります。

★本会議質問の場合は、「議会動画」として市議会HPにアップされる事も意識して質問します。

※ 議会本番以前に、追及議員と当局者との「すり合わせ協議」と言う名の「攻めぎ合い」があり、それぞれに質問メモや答弁案を出し合って攻防します。

★ここに掲載されているザイトク問題の答弁は全て、戸田が「質問準備メモ」を出して当局に回答文を出させ、さらに協議（要求）して、「戸田にとって満足できる内容にさせた」ものです。（若干の不満はあっても）

===== パンフ内容 =====

1：「市民生活部長への6/6質問書」と、部長からの6/10回答文

2：6/16文教委「所管事項質問」でのザイトク問題追求：質問と答弁原稿全文

3：6/19本会議一般質問でのザイトク問題の質問と答弁

<6/12 提出の一般質問通告書>

件名：1；市の反ザイトク先進施策を貶めた法務役人の責任について

要旨：最近起こった「ザイトクの朝鮮人差別集会企画への使用許可と取り消し問題」で、法務役人が市が反ザイトク先進施策を採っていることを無視し、ヘイト対策を何ら学習せず、国会で「醜悪な差別宣伝を容認した門真市」と取り上げられて、市に混乱と不名誉をもたらしたことの謝罪と総括、今後の対策について民生部：市原部長 殿

=====

【 1：「市民生活部長への6/6質問書」と、部長からの6/10回答文】

※ この狙いは、ザイトク対策の主軸を担う「人権女性政策課」を持つ市民生活部長に、あらかじめ「住民の安全と尊厳を守る行政責務が門真市の施策の土台だ」と文書回答させる事によって、

1：6/16 文教委で市教委が市長部局＝市民生活部長の回答文をそのまま使って答弁できるようにする。

2：6/19 本会議一般質問での総務部長答弁においても、それを行なって、「総務部の認識不足への反省の弁」を述べやすいようにする。

★つまりは、「住民の安全と尊厳を守る行政責務」という言葉を当局自身の言葉として言わせるためである。

## <門真市のザイトク施策についての6/6質問書>

市民生活部：市原部長 殿

2014年6月6日(金)

門真市議：戸田ひさよし

本質問書は、6月議会でのザイトク問題質問の準備として行なうものなので、週明けの6/10(火)の夕刻までに、当方に文書とメールにて回答を寄せられたい。

Q1：「住民の安全と尊厳を守るのが行政の責務である」という考えは、行政として当然の事であり、これを否定する行政は無いと思うが、門真市としてもそのように認識しているはずだが、どうか？

(「住民の安全と尊厳を守る行政責務」という言葉、もしくは「住民の安全と尊厳を守るのが行政の責務である」という言葉を使う形で回答されたい)

Q2：「住民の安全と尊厳を守る行政責務」という言葉や概念については、私が2011年9月議会を皮切りにザイトク(ヘイトスピーチ勢力)問題について議会で取り上げつつ適切な概念を模索してきた経過の中で、2013年3月議会本会議一般質問で、

門真市は他市に先駆けて、「民族差別や罵声暴力行為に対しては、住民の安全と尊厳名誉を守る立場で毅然たる対応を取る」行政姿勢を明示し続けている。

という表現を使い、市もまたその事実を認める立場で答弁した事を契機として、それ以降、私にとっても門真市にとっても、門真市の人権行政・反ザイトク施策のキーワードとして共通の認識になったものである。

これについては、市も異議がないはずだが、どうか？

-----

## <市原市原部長からの6/10回答文>

戸田議員「門真市のザイトク施策についての6/6質問書」についての回答

平成26年6月10日

市民生活部・人権女性政策課

Q1. 「住民の安全と尊厳を守るのが行政の責務である」という考え・・・

A1. 本市の基本的な考え方として、4月11日付け市ホームページへ、また、4月19日付け毎日新聞朝刊に掲載したとおり、市民の人権を守る立場として、市民の安全と尊厳を守ることは行政の責務であると認識しております。

Q2. 「住民の安全と尊厳を守る行政責務」という言葉や概念・・・

A2. これまでも、市の基本姿勢としてご答弁申し上げてきたとおり、人種、民族、門地など人が生れながらにして持ち、自ら選択する余地のない点や国籍などの属性を捉まえての差別行為は、許されるものではないとの考えに基づき、市民の人権を守る立場の市として、毅然とした対応を行うこととしており、市民の安全と尊厳を守ることは行政の責務であると認識しております。

~~~~~

## 【2：6/16 文教委：ザイトク問題の質問・答弁の原稿全文】

### 件名2：ルミエールホールでのザイトクによる朝鮮人差別集会企画事件について

「反ザイトク先進施策」を2月の公開研修で誇った門真市が、4月にザイトク川東主催でルミエールホールでの「5/11 ザイトクによる朝鮮人差別宣伝集会」の使用許可を出してしまい、スッタモンダして、やっと5/2に使用許可を取り消したという、実にみっともない、かつ在日コリアンや門真市民の尊厳を傷つけてしまうという事件があった。

許可取り消しの過程を経て、「雨降って地固まる」となって一安心出来たが、この経過は痛苦的な反省の姿勢で検証し、今後役に立てていかなければならない。そういう観点から質問を行なう。（答弁は生涯学習部生涯学習課長）

---

Q1-1：「在特会の川東」とはどういう人物で犯歴や民事訴訟も含め、いつ、どういう集会をやるためにルミエールホールに来たのか？

A1-1：この人物につきましては、窓口における本人の発言とインターネットで公表されている情報などから、徳島県教職員組合事務所や京都朝鮮第一初級学校に関する事件において、逮捕、起訴され、有罪判決を受けるとともに、奈良県の水平社博物館で差別的な街宣を行ったことから民事訴訟を提起され、賠償命令が確定した者であると認識しております。

この申請者は、4月14日11時頃、「多文化尊重の時代 朝鮮の食糞文化を尊重しよう」というテーマで講演会を行いたいと来館しました。

---

Q1-2：その時ルミエールホールはどういう対応をしたのか？「使用許可」を出したのはなぜか？

その背景には、「ザイトクであっても使用申し込みをされたら、少なくともいったんは許可するしかない」という教委の認識が影響したのではないかと

A1-2：館長は申請内容を聞き取り、生涯学習課に電話連絡を行いました。

本市では、公共施設の使用の許可申請書等の内容を総合的に判断し、各施設の管理に関する条例及び規則等に抵触する場合には不許可とする考え方を備えておりましたが、条例及び規則等に抵触する場合に関する具体的な検証が不十分であり、

申請内容によって申請を保留したり、ただちに不許可とした事例がこれまでなかったことから、申請を許可することを承諾しました。

---

Q2-1：「5/11 集会」に使用許可を出す事によって、ザイトク側はHPでどういった宣伝をしたのか？おぞましい内容の差別宣伝だったのではないかと

A2-1：申請者が活動している団体のホームページのうち「門真市民文化会館で講演会！！」というタイトルの記事において、協賛として、「学校給食で朝鮮子弟には『うんこ』を食べさせようの会」

「クラスター爆弾を愛する市民の会」、「日本で安全に売春をする方法を伝授する変態新聞愛好会」など、人種、民族、門地など人が生まれながらにして持ち、自ら選択する余地のない点や国籍などの属性を捉まえての差別と考えられるような団体名称が掲載されました。

※戸田補足：「チーム関西HP」での5/11集会宣伝の一部を紹介する。

---

Q2-2：その差別宣伝はいつまで続いたのか？ その記事自体は今でも残っているのではないかと

A2-2：本日においても同ホームページに掲載されていることを確認しました。

※戸田補足：今も「消えていない」問題の指摘

Q 3-1 : 「門真市のルミエールホールでこのようなおぞましい差別集会が行なわれる」という宣伝をする根拠をザイトクに与えてしまったのは、差別される側や差別を怒る側の住民市民からすれば、「門真市ルミエールホールが朝鮮人差別扇動に（施設提供によって）協力している」と思われても仕方ないのではないか？

A 3-1 : 非常に差別的で、人の尊厳が損なわれる内容が公表され、そのような事情を知らない方が本市の姿勢を誤解されたことは誠に遺憾でございます。

Q 3-2 : こういう事は、門真市と門真市民の名誉や「住民の尊厳」を著しく傷つけるものではないか？

A 3-2 : 公表された内容は人の尊厳が損なわれるものであり、このようなことが行われてはいけなかったと考えたからこそ、許可の取消しに向けて、指定管理者などと調整を図るに至りました。

Q 3-3 : この件は 4/24 の参院法務委員会で有田議員の質問にも取り上げられ、「ザイトクの差別扇動集会に施設使用許可を出した」最低の門真市と、不許可にした立派な山形市が対比させられている。

4/24 当時は、まだ水面下で取り消しに向けた調整をしている段階だったとはいえ、門真市の名前がこういう形で出たのは非常に不名誉な事ではないか？

A 3-3 : 不名誉なことではございますが、このようなことにつながった有田議員のご発言につきましては、後日ホームページで公開された内容を門真市民文化会館が全て承知したうえで許可をしたと受け止められるような部分もあり、このような取り上げ方をされたことは誠に心外です。

Q 4-1 : しかし振り返って見ると、「住民の安全と尊厳を守るのが行政の責務である」という考えは、行政として当然の事であり、これを否定する行政は無いと思うが、市教委としてもそのように認識しているはずだが、どうか？

A 4-1 : 本市の基本的な考え方として、4月11日に市ホームページへ、また毎日新聞4月19日朝刊に掲載されたとおり、市民の人権を守る立場として、市民の安全と尊厳を守ることは行政の責務であると認識しております。

Q 4-2 : 「住民の安全と尊厳を守る行政責務」という言葉や概念については、私が 2011 年 9 月議会を皮切りにザイトク（ヘイトスピーチ勢力）問題について議会で取り上げつつ、適切な概念を模索してきた経過の中で、2013 年 3 月議会本会議一般質問で、門真市は他市に先駆けて、

「民族差別や罵声暴力行為に対しては、住民の安全と尊厳名誉を守る立場で毅然たる対応を取る」行政姿勢を明示し続けている。

という表現を使い、市もまたその事実を認める立場で答弁した事を契機として、

それ以降、私にとっても門真市や市教委にとっても、門真市・市教委の人権行政・反ザイトク施策のキーワードとして共通の認識になったものである。

これについては、教委も異議がないはずだが、どうか？

A 4-2 : これまでも、市の基本姿勢として御答弁申し上げてきたとおり、人種、民族、門地など、人が生まれながらにして持ち、自ら選択する余地のない点や国籍などの属性を捉まえての差別行為は許されるものではないとの考えに基づき、市民の人権を守る立場の市として、どなたに対しても毅然とした対応を行うこととしており、市民の安全と尊厳を守る行政責務について、当然認識しております。

Q 5-1 : この問題では、教育長初め教育委員会の圧倒的多数は、「住民の安全と尊厳を守る行政責務を果たす」という、「反ザイトク先進施策」を門真市が採っている事を理解し、「こんなおぞましい朝鮮人差別集会に施設を貸すべきではない」、という理念を抱いていたはずだが、どうか？

A 5-1 : 本市のこれまでの答弁においては、何度もヘイトスピーチに関して取り上げていたことから、市民の人権を守る立場を明確にしていることを理解しており、先ほども申し上げたとおり、人種、民族、門地など、人が生まれながらにして持ち、自ら選択する余地のない点や国籍などの属性を捉まえての差別行為は、どなたにおかれましても許されるものではないとの考えを持っておりました。

---

Q5-2: しかし実際に起こった事は、5/2 取り消し決定通知を出すまでは、朝鮮人差別負担行政と言われても仕方ないような形だった。なぜこういう不本意なギャップが生まれてしまったのか？

元々、直接の判断者は独立した指定管理者であり、かつ教育委員会としては非常勤の教育委員の方々の同意を必要とし、また市長部局との統一姿勢も配慮せねばならず、しかも市長部局と言っても一様ではない、というような困難性を抱えているためではないか？

また、「差別集会は許せない」という理念は持ちつつも、法務関係筋から「許可取り消しは憲法の言論の自由に違反する。裁判されたら負ける。だから許可取り消しはすべきではない」、と旧来理論で押されると、それに反駁して押し返すだけの見識とリーダーシップを発揮出来るような理論武装にはほど遠かったからではないか？

今から振り返ってどうだったのか、組織的省察を持って述べられたい。

A5-2: 4月15日に公表された内容のうち、差別的な名称の協賛団体が含まれていることなどを認識してから、5月2日に利用許可の取消しを通知するまでに日数を要したことは、申請者への意見聴取や様々な課題の想定など多くの調整を図る必要があったためでございますが、これにより、新たな知見を加えた総合的な判断を行うことができたものと認識しております。

---

Q6: 4/9 毎日新聞で「2/21 門真市の反ザイトク施策研修会」が「門真市はヘイトお断り」的な見出しの下で大きく取り上げられた。にもかかわらず、施設の利用が許可され、その後、川東のホームページ公表内容と大きな隔たりがあることがわかり、このことについて私が生涯学習部長と話をしたとき、部長は

「申請時はネットで仮予約もできるし、申請時での許可制限は非常に難しい。許可した以上は、取消しに向けての検討が必要である。」

と言っていたし、私もその時はそれもやむなしかと思っただが、

実際には、いったん許可したものを取り消すのは非常に手間がかかって問題が複雑だし、差別企画の宣伝を許してしまう。

だからこういう方法論は、現実をシビアに想定したものではなく、法理論や手続きの深い考察もなく、非常に浅く甘い考えだった、と反省しないといけないのではないか？

率直な見解を述べて欲しい。

A6: このような内容の申請が実際にあった場合の想定が十分であったとは言い難く、この点につきましては検討が不足していたことを反省しております。

許可の取消しには大きな負担が伴うことは事実であることから、今後は、状況に応じて一度保留し、十分な検討を行うよう取扱いを見直しております。

---

Q7: 「門真市がザイトクの朝鮮人差別集会に施設を貸した！」という情報がネットで拡大し、門真市内外の人から「こんなおぞましい集会に施設を貸すな」という抗議や要望がかなり寄せられたはずだが、それについて、いつからいつまでの間で、どれくらいの件数で、主にどういう内容だったのか、どういう人達から寄せられたのか？

A7: 本件に対する抗議等につきましては、4月14日から4月30日までに、電話が3件、メールが29件ございました。

内容につきましては、主に利用許可を取り消すべきであるというもので、大阪府民のほか東京都や愛知県の方からのご連絡もありました。

---

Q8-1: 4/24の有田議員国会質問に関係して、有田議員事務所とのやり取りの実態について詳細に明らかにされたい。

A8-1: 人権女性政策課に確認したところ、毎日新聞4月9日朝刊に掲載された記事の内容や申請者が活動している団体のホームページから本市施設への利用許可申請を許可したことについて有田議員事務所から問い合わせがあったと聞いております。

これに対して人権女性政策課は、現在対応を検討しており、お答えできることはないとお伝えしたところ、国会でヘイトスピーチに関する質問を検討していると告げられたと聞いております。

なお、教育委員会としては有田議員事務所とやり取りしたことはございません。

---

Q 8-2 : また、戸田は全く知らされなかったが、それはなぜか？

A 8-2 : 人権女性政策課に確認したところ、有田議員事務所より国会質疑に本市の事例を取り上げるため資料提供をしてほしいという依頼がありましたのは6月3日が初めてだったと聞いております。

---

Q 8-3 : 4/24 参院法務委員会の動画を見た部署はどこどこか？

A 8-3 : 生涯学習課、人権女性政策課及び法務監察課であると認識しております。

---

Q 8-4 : その動画での質問答弁内容は文書記録したのか？

また、その文書記録は庁内で情報共有したか？ 内容をしっかり分析したか？

A 8-4 : 人権女性政策課が国会動画を閲覧するとともに、本市に関連する答弁を要約筆記し、後日、参議院法務委員会の会議録により内容を確認し、生涯学習課及び法務監察課と情報を共有しております。

また、山形県から入手した条例等の資料や法務副大臣と自治行政局長の答弁をもとに分析を行いました。

---

Q 9 : 市民から許可取り消しを要請する電話があった時に、牧菌生涯学習課長が、非常にまずい対応をしてしまった。詳しい内容は私の掲示板に書いたが、紹介すると、

↓↓↓

<門真市生涯学習課長との電話でのやりとり（他市の市民Bさんより）>

4月25日（金）、14:50~15:10。

門真市生涯学習課に電話をし、生涯学習課長の「まきぞの」氏と話をしました。

当初、人権政策課に電話をし、今回の件での責任（担当）部局はどこですかと尋ねたところ、水野さんという方が「生涯学習課です」と回答したので、そちらへ転送してもらいました。

以下、生涯学習課長「まきぞの」氏とのやりとり。（記憶に基づく大筋です。）

=====

当方：5月11日に在特会の元副会長・川東なる人物が、門真市で講演会を開くと聞いたが、本当ですか。

課長：そのとおりです。

当方：「門真市では、在特会のような排外主義団体には施設を貸さないと決めた」、と聞いているが、なぜ施設を貸すようなことになるのですか。

課長：貸さないと決めている。

当方：市議の戸田さんが2月に開催した「門真市の先進施策説明会」に参加したが、私の理解は「門真市はザイトクなどの差別排外主義者には施設を貸さない方針で動いている」というものだが、そうではないのか。

課長：憲法上の問題もあり、特定の個人に貸さないということではできない。

当方：奈良の水平社博物館への差別街宣で川東は、民事訴訟で、名誉棄損で敗訴している。

京都朝鮮学校襲撃事件でも刑事・民事ともザイトク側は敗訴している。

法律上も彼らの街宣は、表現の自由とはまったく別物であると認定された。

むしろ、こういう者たちの差別言動が放置されることにより、「表現の自由」が侵害されるし、さらには生存権さえ侵害されている。

---

課長：特定の相手に施設を貸さないということではできない。

当方：あのような催しに施設を貸す行為自体が「憲法違反」でしょう。

あなたは「言論は人を殺す」ということをご存じないのか。  
課長：わかります。

当方：ザイトクがやっていることは、まさにそれでしょう。  
5月11日に彼らが、門真市のルミエールでやる集会の案内を見ましたか。  
課長：見ました。

当方：あんな集会がなぜ許されるの。朝鮮の方々を人間扱いしてないでしょ。  
課長：そうですね。

当方：じゃあ、なぜ施設を貸すのか。  
課長：「特定の相手に施設を貸さない」ということはできませんので。

当方：人倫にもとるような内容の催しに施設を貸さないのは、当然の処置ではないのか。  
むしろ、貸すほうが、憲法上も法律上も大問題だ。  
同じ例として、仮に、部落差別を扇動する催しだったら施設を貸しますか。  
課長：・・・・・・（無言）

当方：部落差別を扇動し、助長するような催しは、どこの自治体でも施設を貸していないですよな。  
朝鮮人差別の問題となると、なぜ異なる対応になるのか。  
課長：「特定の相手に施設を貸さない」ということはできませんので。

以下、いろいろ追及しても、堂々巡り。  
=====

◆この市民からの報告書の内容に誤りはないはずだが、」どうか？

いくら税金部署から移ったばかりとはいえ、市全体の反ザイトク先進施策、「住民の安全と尊厳を守る行政責務」を普通に踏まえていれば、こういう対応はしなかったはずだ。  
また教育委員会全体が反差別で許可取り消しの方策に懸命に動いているのに、ルミエール所管の生涯学習部・生涯学習課の課長の対応がこれではあまりに酷すぎる。  
「今詳しくは言えませんが対応を鋭意検討中です。今はこれでご理解下さい」くらいの事なぜひおうといなかったのか？  
明らかに「部落差別はダメだが、朝鮮人差別はそれほどでもない」という感覚を持っているとしか思えない。  
もしくは人権と差別問題への認識と論理思考が極めて不十分であるかだ。  
牧菌課長の反省の弁と、今後の自己研鑽の決意の表明を求める。

A9：◆柴田生涯学習部長の特別答弁！

牧菌課長へのご質問であります。代わりに私よりご答弁申し上げます。  
たしかに、課長の電話対応は、ことば足らず、説明不足であったことは否めません。  
その点につきましては、私からお詫び申し上げます。

しかしながら、「部落差別はダメだが、朝鮮人差別はそれほどでもない」、などは決してありません。  
いやしくも、民族差別をはじめ、あらゆる差別は許されるべきでないという考え方を市として広く示し、そして、そのことを何よりも大切に思い活動されている戸田議員がおられる、わが門真市において、そのような考え方を持つ職員は誰ひとりとして存在いたしません。いるはずもありません。  
そのため、日々、研さんに努めているところであります。  
そのことを強く申し上げ、本質問に対する答弁といたしたく存じます。  
よろしくご理解いただきますよう、お願いいたします。

※戸田補足：今後は重々気をつけて欲しい。

---

Q10: この問題では、私は川東の4/14申し込み翌日から情報を得て、市や市教委の各部署に対して何度となくメールを送り、生涯学習部の部課長はもとより、教育長や副市長、法務監察課を中心に総務部の部課長、人権女性政策課を中心に市民生活部の部課長、ほか総合政策部の部課長などにも面談して、許可取り消しの理論的説得や戦術提起、状況分析、対策協議などを行ってきた。

川東の企画があまりにおぞましいものだったので、これはすぐに許可取り消しにもっていけると考え、それゆえしばらくこの問題は私のHP掲示板でいっさい公表せずに水面下で動いてきた。

しかし、私の合理的な予想に反していつまで経っても許可取り消し方針が定まらず、事態が長引く一方なので、やむなく申し込みから2週間後の4/28(月)から問題を公表して許可取り消しを訴えていった。

そしてようやく5/2に許可取り消し通知を出すに至ったのだが、4/14申請許可から5/2許可取り消しに至るまで、庁内でどういう協議や手続きがあったのか、

指定管理者や教育委員との対応も含めて、節目節目となるものを説明されたい。

川東側～サイトク側～がどういう反駁などをしたかも、主なものを紹介されたい。

A10: 4月14日から5月2日までの経過において、主なものをご説明します。

4月14日: 申請者が門真市民文化会館に来館。

5月11日午前、会議室1の利用許可申請を行い、会館はこれを許可。

15日: 申請者が活動している団体のホームページにおいて、申請時の窓口対応を記録した音声ファイル等を公開。

同日、会館は生涯学習課に対して報告書を提出。

指定管理者、人権女性政策課及び生涯学習課で今後の対応について協議を開始。

19日 この件の発端となった毎日新聞4月9日朝刊に掲載された記事にして、改めて本市の考え方を示した「施設使用の見解公表」という記事が毎日新聞朝刊に掲載。

21日 申請者が活動しているホームページにおいて、協賛団体が増えたことなどを確認。

25日 指定管理者は生涯学習課長に対して許可の取消しを検討するため教育委員会の考え方を示してほしい旨を依頼。

28日 教育委員と定例会の後に協議を行い、指定管理者に対して「門真市教育委員会の考え方」を回答。指定管理者は申請者に意見聴取を行いたいため承諾を求める旨を依頼。

生涯学習部長は指定管理者に対して意見聴取を行うことを承諾。

30日 申請者は指定管理者の意見聴取に対して回答書を提出。

5月2日 指定管理者は教育委員会に対して利用許可の取消しについて承諾を求める旨を依頼。

同日、生涯学習部長は指定管理者に対して利用許可の取消しについて承諾。

指定管理者は申請者に対して利用許可の取消しについて通知。以上でございます。

---

Q11: この「5/2に許可取り消し通知」には、「門真市教育委員会の考え方について」という文書も添えられており、これは非常に優れた見解文書だと私も感心したが、その全文を読み上げた上で、特徴やポイントを述べられたい。

A11: それでは、「門真市教育委員会の考え方について」を申し述べます。

---

「門真市教育委員会の考え方について」(2014年5/2(金))

本市教育委員会としましては、門真市民文化会館が多くの市民に利用される施設であるため、本利用許可に反対の立場をとる者の妨害行為等により、他の利用者の安全確保が図れないことを危惧するとともに、いかなる団体であれ、人権、民族、門地などが生まれながらにして持ち、自ら選択する余地のない点や国籍などの属性を捉まえての差別行為は許されないという姿勢に立ち、

多くの子どもたちも利用する文化・教育の拠点である施設として、受け入れるべきではないという考え方があります。

本施設の指定管理者にも、市民目線に立った総合的な判断のもと、教育委員会の考え方と軌を一にした対応を求めます。

この考え方のポイントといたしましては、他の利用者の安全確保が図れないことを危惧するのみならず、文化・教育の拠点施設であるからこそ、より差別行為は許されないという姿勢を明確に示すとともに、市民目線に立った総合的な判断を行うことを明らかにしたところでございます。

---

Q12：「5/2に許可取り消し通知」以降、5/11 集会の予定日当日まで、どのような事があったか？  
教委や指定管理者はどのようなことをしたか？

A12：5月2日から11日までの経過について、主なものを説明します。  
5月2日付けの利用許可の取消し以降、申請者は申請者が活動している団体のホームページに通知等を掲載。  
10日、申請者は指定管理者に対して不服申し立て書を提出。  
11日、申請者の来館に備えて門真市民文化会館で生涯学習部及び人権女性政策課職員が待機しましたが、申請者は現れませんでした。以上でございます。

---

Q13：5/11以降、現在までの間で、川東やザイトク側からはどういう対応がされているか？

A13：6月13日、申請者より不服申し立て書の取扱いについて尋ねるとともに、行政不服審査法に基づく審査請求を行いたいとの問い合わせがあったと、指定管理者から聞いております。

---

Q14-1：今回の事件で、「住民の安全と尊厳を守る行政責務」を真に果たすための新たな法理論や行政運営指針、裁判対策などの情報収集・学習・研鑽の必要性を痛感したと思うがどうか？

A14-1：法令や判例、他市の事例や様々な機関との連携などについて、より学んでいかなければならないと感じております。

---

Q15-1：ザイトク・ヘイト対策について、「今度はぶれない」、「これから研鑽を重ねて全職員のレベルを向上させる」、という決意で、庁内での模索が続けられたようだが、どのような模索や市長部局も含めた協議があったのか？

A15-1：5月9日に行った部局長連絡会において、生涯学習課から本件の経過や「門真市教育委員会の考え方」を説明したほか、人権女性政策課から「門真市における公共施設の使用許可等に関する考え方（暴力団排除以外）」という資料が示され、全庁的に情報を共有しました。  
その後、人権女性政策課には庁内からの問い合わせもあり、ヘイトスピーチに関することなどについてさらに認識を深めていかなければならないと考えていると聞いております。

---

Q15-2：そしてつい最近、ヘイトスピーチ・ヘイトクライム勢力と公共施設運営の関係で7/25に全部署の職員を対象にした「職員研修」が企画された、と聞くが、これはどういうものか？

日時・会場・参加者の具体・研修内容・講師・市長部局との関係など、7/25職員研修会の具体を説明されたい。

A15-2：この研修につきましては、7月25日午後、  
定員（120）人の門真市保健福祉センター多目的ホールにおいて2回にわたり、  
ヘイトスピーチに関する基礎知識や自治体として留意すべきことなどを習得することを目的として、  
人権女性政策課が企画し、人事課が主催するものであると聞いております。  
本研修につきましては、施設の管理運営を日常的に行っている職員やこの問題に関係の深い部局の職員を主な対象者としながら全職員を対象に、  
テーマを「ヘイトスピーチにどう向き合うか～国内現行法と人種差別撤廃条約から考える～」とし、  
講師は、ヘイトスピーチ問題に詳しい東京造形大学の前田朗教授に依頼していると聞いております。  
なお、この教授は、国内法と人種差別撤廃条約の関係について研究されていると聞き及んでおります。

---

### 【3：6/19本会議一般質問でのザイトク問題の質問と答弁】

※実際の本会議では「全項目を一括質問してから、各部長ごとに自分の所管部分を答弁する」方式（一括質問・一括答弁方式）だが、ここでは分かりやすくするために、双方の剣豪を「一問一答式」に編集して掲載した。）

14番、無所属・「革命21」の戸田です。

#### <項目1；市の反ザイトク先進施策を貶めた法務役人の責任について>

「反ザイトク先進施策」を2月の公開研修で語り、4月9日の毎日新聞で大きく報道された門真市が、4月14日に、ザイトク川東主催でルミエールホールでの「5/11 朝鮮人差別宣伝集会」、すなわち「朝鮮人はクソを食う文化の民族だから朝鮮人の子どもにクソを食わせよう」、などのおぞましい差別侮辱の集会の使用許可を出してしまい、スッタモンダして、やっと5月2日に使用許可を取り消したという、実にみっともない、かつ在日コリアンや門真市民の尊厳を傷つけてしまう事件が起きました。

このおぞましい集会の宣伝はネットで拡散され、ザイトク側のHPに、「門真市ルミエールホール」の名前と共に今も消えずに残っています。

また、4月24日の参院法務委員会で民主党の有田議員の質問にも取り上げられ、「ザイトクの差別扇動集会に使用許可を出した最低の門真市」と、「昨年不許可にした立派な山形市」が対比させられました。

許可取り消しの過程を経て、「雨降って地固まる」となってひと安心ですが、この事件は痛苦的な反省を持って検証しなければなりません。

そういう観点からこの質問を行ないます。

戸田：事件当初から私は、市や市教委の各部署にメールを送り、教委や副市長、人権女性政策課などに面談して、許可取り消しの理論的説得や戦術提起、状況分析、対策協議などを行なっており、こんなおぞましい集会は、すぐに許可取り消しされるものと思っていた。

しかし10日間経ってもそうならないため、4月下旬に狩俣法務監察課長、阿部課長補佐、森本総務部長らに面談調査したところ、

①憲法の表現言論の自由のため、公共施設での集会の自由を保障しないといけない。

②だから、ザイトクの集会であっても禁止する事が来ない。

③大阪府などに問い合わせてもそのような回答だし、顧問弁護士もそう判断している。

というようなとんでもない考えを持って庁内で対応していた事が分かった。

■門真市が「反ザイトク先進施策を実践している」からこそ、私主催の「2/21 門真市の反ザイトク先進施策研修会」に対して、市の名前を出して全面協力したのに、彼らはそれとの整合性を何ら考えなかった。

■2013年3月議会で、私が「住民の安全と尊厳を守る行政責務」という概念を確立して質問質疑を重ねて以降、門真市もまた、「住民の安全と尊厳を守るのが行政の責務である」、という理念に立って、反ザイトク・反ヘイトの施策を進めてきたのだから、法務役人はそれをどう具現化するか、という観点で法務対策を考えなければいけないはずだ。

■しかし彼らは、そうするどころか、そのために不可欠な「ヘイトスピーチ勢力対策と法規制・法解釈」についての情報収集も学習も、全くしていなかった。

また、門真市の顧問弁護士の人権意識レベルがただでさえ低いのに、弁護士に対して「門真市の反ザイトク施策」についての諸資料を全く渡さず、そういう資料を渡しておく必要がある、という考えすら浮かばなかった。

さらに、ヘイトクライム対策以前の、「行政処分」の変更に関しての手続き、対抗措置への対抗等、法務役人として当然知っておくべき事、調べておくべき事を何もしていなかった。

「もしもザイトクが使用申請を出したらどうするか」というケーススタディを何もしていなかっただけでなく、それが現実化してもなお、機敏に調査せず、庁内意志決定を長引かせる原因を作った。

法務監察課、およびそれを統括する総務部長は、反ザイトク問題での議会答弁の蓄積を無視したも同然のこうし

た思考や姿勢、不勉強や怠慢、それによって差別宣伝への加担を長引かせ、国会質問で門真市が不名誉を強いられた事に対して、明確に謝罪と反省の意志を示せ。

森本総務部長：

「門真市にヘイトスピーチに関する人権施策は無い」との認識ではなく、条例等の審査を通じて法令違反が無い、チェックする機関としてリスク面について、既定の法令解釈や判例等に基づく指摘をいたしておりましたが、新しい知見、市民目線に立った認識、行政手続の実務、過去の議会答弁の蓄積等に対する考察・研究不足から市の方針等も含め大所から行政責務を果たすための法律論などさまざまな角度の助言に至らなかったことを謝罪し、今後は見識を広めるべく努めて参りたいと考えております。

戸田：「住民の安全と尊厳を守る行政責務」という理念が、門真市の人権施策の土台である事を、改めて明言せよ。

森本総務部長：平成26年6月16日の文教常任委員会において、答弁しておりますとおり、「市民の安全と尊厳を守ることは行政の責務」ということが、本市の人権施策の理念であり、市の見解と理解しております。

戸田：「5/2許可取り消し通知」には、「門真市教育委員会の考え方について」という文書も添えられており、これは非常に優れた見解文書だが、市も全く同じ考えに立つ事になったはずなので、その全文を読み上げた上で、特徴やポイントを述べられたい。

森本総務部長：それでは、「門真市教育委員会の考え方について」を申し述べます。

---

「門真市教育委員会の考え方について」（2014年5/2(金)）

本市教育委員会としましては、門真市民文化会館が多くの市民に利用される施設であるため、本利用許可に反対の立場をとる者の妨害行為等により、他の利用者の安全確保が図れないことを危惧するとともに、いかなる団体であれ、人権、民族、門地などが生まれながらにして持ち、自ら選択する余地のない点や国籍などの属性を捉まえての差別行為は許されないという姿勢に立ち、多くの子どもたちも利用する文化・教育の拠点である施設として、受け入れるべきではないという考え方があります。

本施設の指定管理者にも、市民目線に立った総合的な判断のもと、教育委員会の考え方と軌を一にした対応を求めます。

---

この考え方のポイントといたしましては、他の利用者の安全確保が図れないことを危惧するのみならず、文化・教育の拠点施設であるからこそ、より差別行為は許されないという姿勢を明確に示すとともに、市民目線に立った総合的な判断を行うことを明らかにしたところでございます。

戸田：ザイトク・ヘイト対策について、「今度はぶれない」、「研鑽を重ねて全職員のレベルを向上させる」、という決意で、庁内での模索が続けられたようだが、その具体はどうか？

改善策のひとつとして、7月25日に全部署の職員を対象にした「職員研修」が企画された、と聞くと、その具体を詳しく説明されたい。

森本総務部長：5月9日に行った部局長連絡会において、生涯学習課から本件の経過や「門真市教育委員会の考え方」を説明したほか、人権女性政策課から「門真市における公共施設の使用許可等に関する考え方（暴力団排除以外）」という資料が示され、全庁的に情報を共有しました。

議員ご指摘の職員研修につきましては、人権女性政策課が企画し人事課が主催する人権特別研修として、毎年度行っているもので、

今年度は、7月25日午後門真市保健福祉センターにて実施をする予定であります。

本研修は、ヘイトスピーチ問題に関係の深い部局の職員を中心として全職員を対象に、「ヘイトスピーチにどう向き合うか」をテーマとし、東京造形大学の前田朗教授に講師を依頼しております。

< 再 質 問 > (答弁は求めず、指摘のみ)

戸田：指摘と意見を述べます。

ザイトク問題については、非常に大きな前進がありました。特に前田先生を招いての職員研修会は画期的です。

ちなみに「7/25 職員研修会」の翌日は、文化会館1階ホールで、同じく前田先生を招いて「ザイトクに公共施設を貸さない倫理と論理～7/26 前田朗先生講演集会」を私が開催しますので、市民、議員のみなさんの参加を期待します。

今や門真市は「反ザイトクの先進地」として本当に全国からうらやまれる、「住みたいまち＝人権都市・門真」に進んでいます。

実は全会派議員のみなさんの「無言の賛同」があったおかげで、ここまで進んでこれた事にも、感謝いたします。

~~~~~

※ 答弁文だけ見ると、アイマイだ、物足りない、と感じるかもしれないが、戸田が狙った

★1：動画アップもされる本会議質問で、「住民の安全と尊厳を守る行政責務」という言葉を当局自身の言葉として言わせる

★2：動画アップもされる本会議質問で、「法務役人」代表として、総務部長に謝罪と反省の意を表明させる。

★3：動画アップもされる本会議質問で、反ヘイト研究・行動家の最高峰＝前田朗教授を講師とした、全部署職員を対象とした「7/25 職員研修会」の実施を明言させる。

★4：非常に優れた内容の「5/2 門真市教委見解」を全文言わせる。

という4大目標を実現して、

「反ザイトク施策をガッチリ固め、当局全部に堅く認識させ、さらに今後の深化を約束させる」事が出来たのだから、大前進である。

※ 「再質問」部分で、

「実は全会派議員のみなさんの「無言の賛同」があったおかげで、ここまで進んでこれた事にも感謝いたします」と触れた「気配り」もいいね！（考えてみたら、正直、ありがたい事だ。）

。